

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、平成30年4月に第5期（平成30年4月1日～令和2年3月31日）が発足しました。

平成30年度は、審議会が5回開催され、「神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について」及び「知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて」の2件を知事が諮問しました（答申2件）。

なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項に係る諮問はありませんでした。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第43回	平成30年 5月21日（月）	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び副会長の選出 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について 3 個人情報取扱事務の登録等について 4 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 5 学校と警察の情報連携制度の運用状況について
第44回	平成30年 7月11日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱事務の登録等について 2 「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について 3 行政文書目録検索・閲覧システムの導入について
第45回	平成30年 9月14日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱事務の登録等について 2 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について（諮問） 3 特定個人情報保護評価の概要について 4 前回報告事項（重点項目評価書）の補足 5 「高校生等奨学給付金の支給に関する事務（国公立高等学校等）基礎項目評価書」について 6 「高校生等奨学給付金の支給に関する事務（私立高等学校等）基礎項目評価書」及び「私立学校生徒学費軽減事業補助金の支給に関する事務基礎項目評価書」について 7 「特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務 基礎項目評価書」及び「特別支援教育就学奨励費補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書」について 8 情報公開・個人情報保護「運用状況年次報告書」について
第46回	平成30年 11月19日（月）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱事務の登録等について 2 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について（諮問） 3 前回報告事項の補足（高等学校等就学支援金の支給に関する事務について） 4 個人情報保護制度に係る検討について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第47回	平成31年 3月19日（火）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（諮問） 3 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について 4 個人情報保護制度に係る検討について オンライン結合制限（個人情報保護条例第10条）関係 5 個人情報保護制度に係る検討について 個人情報取扱事務の登録（個人情報保護条例第7条）関係

2 審議会の審議状況

(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の改善に係る諮問に関する審議状況

平成30年8月22日付け情公1704号で知事から諮問された神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第50条に基づく制度の改善について、次のア及びイを、第45回審議会（平成30年9月14日）及び第46回審議会（同年11月19日）において審議しました。

ア 行政文書の公開請求に対し全部公開決定をした場合、又は、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求に対し全部開示決定した場合、「文書の特定」自体に不服が生じうるという点で一般的な満足の処分とは異なる性質があることから、決定通知書に審査請求ができる旨の教示文を付す規則改正を行うため諮問したものです。

イ 情報公開請求は、非公開情報を除き、あるがままの行政文書を公開するのがそもそもの制度趣旨であるが、電磁的記録については原則論の例外として、紙媒体又は磁気ディスク等に複製した物を交付するとされています。

県は平成30年度から「行政文書管理システム」を導入し、これまで紙媒体を中心に行ってきた決裁手続等について原則として「電子化」することとしたこと、一般家庭においてPC・タブレット等が普及してきたことから、上述の例外を見直し、電磁的記録を磁気ディスク等に複製した物による交付を原則とする規則改正を行うため、諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第59号）されました。

(2) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況

平成31年3月7日付け情公第2798号で知事が諮問した「条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱い」が、第47回審議会に付議されました。

「医療的ケア児支援体制整備事業事務」において、医療的ケア児の実態把握調査を実施するため、要配慮個人情報である「病歴」、「心身の機能の障害」及び「医師等による指導・診療・調剤」、を利用することが当該事務の目的達成に必要不可欠であるため、知事が諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第60号）されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成31年3月31日現在)

氏名	現職	備考
伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 参事	
柏尾 安希子	神奈川新聞社 統合編集局報道部員兼論説委員	
小向 太郎	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
人見 剛	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	会長
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	
脇屋 英子	神奈川県中小企業団体中央会 かながわ女性経営者中央会 理事	
和久 晴雄	神奈川県消費者団体連絡会 幹事	

任期 平成30年4月1日～令和2年3月31日

